入 札 説 明 書

令和7年札幌市告示第1668号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日

令和7年4月17日

2 契約担当部局

〒060-0002 札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル4階 札幌市教育委員会学校教育部教職員課労務係 電話011-211-3855 FAX011-211-3857

3 入札に付する事項

- (1) 借受の名称及び数量 外勤用自動車 10台
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和7年6月1日から令和12年5月31日までとする。
- (4) 入札書の記載方法

賃貸借に要する一切の経費を含んだ月額(1月当たりの賃料)で行う。 なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10% に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その 端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ ず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載す ること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4~7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、 業種分類が大分類「一般サービス業」、中分類が「物品賃貸業」、小分類が 「自動車賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 上記 2 に同じ。
- (2) 入札書の受領期限

入札書は、全員送付又は持参によること。

- ※ 送付又は持参の期限 令和7年4月28日(月)17時00分(送付の場合 は必着のこと。)
- ※ 送付先又は持参先 上記2に同じ
- (3) 入札書の提出方法
 - ア 入札書は別紙の様式にて作成し、直接提出する場合は封筒に入れ封 印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び 「令和7年4月30日10時00分開札〔外勤用自動車〕の入札書在中」の 旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに提出しなければなら ない。
 - イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和7年4月30日10時00分開札[外勤用自動車]の入札書在中」の旨を記載し、上記2宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電子メール、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
 - ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (4) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違 反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札 は無効とする。

(5) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを 取り消すことがある。

- ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札 を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
- イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正 に執行することができない状態にあると認められるとき
- ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (6) 代理人による入札
 - ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名

称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入 して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、入札時に委任状 を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理 人を兼ねることができない。

(7) 開札の日時及び場所

令和7年4月30日(水)10時00分

札幌市中央区北2条西2丁目 STV北2条ビル4階 札幌市教育委員会 教職員課

(8) 開札

ア 開札は、入札後直ちに上記(7)の場所において行う。

- イ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ウ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

(9) 調達案件の仕様等に係る質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。面談や電話による質問は受け付けない。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、告示日から令和7年4月22日(火)17時までに提出すること。

ウ回答

令和7年4月24日(木)以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供する とともに、局ホームページに掲載する。

6 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知 (納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後 (5日後が休日の場合は 翌開庁日)までに、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又は これに代える担保を、納付し、又は提出しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を 免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(4) 落札者の決定方法

- ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲 内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とす る。
- イ 落札者候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直 ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場 合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができない ときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くもの とする。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。 ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結し ないとき。

- イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の 納付がなかったとき
- ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。
- エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

- ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約 書を取り交わすものとする。
- イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、 まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交 付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を 契約の相手方に送付するものとする。
- エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確 定しないものとする。

(7) 契約条項

別紙「契約書(案)」のとおり